

新サッカースタジアム整備方針案策定支援業務 仕様書（案）

1 目的

ヴァンラーレ八戸では、J 2昇格を契機としてクラブと地域の将来像を中長期的な視点で共有・検討する協議体として「ヴァンラーレ八戸 百年構想委員会」を設立し、同委員会において地域の関係者が「地域と描く、アジアの頂への道」を将来ビジョンに、クラブの成長、クラブと地域が共に発展していくという将来像を共有した。

この将来像の実現に向けては、Jリーグスタジアム基準に適合したスタジアムの整備が求められるが、スタジアムを核とした新しいまちづくりを進めていくためには、地域全体で取り組んでいくことが重要となる。

そのため、県、ホームタウンの代表である八戸市、クラブで協議し、三者が役割分担のもと、連携・協力し、新スタジアムを核とした、新たなまちづくりに取り組むことに合意したところである。

本業務では、Jリーグスタジアム基準に適合したスタジアムの整備に向けて、施設のコンセプト、機能、規模、整備手法、スケジュール等、整備計画策定の前提となる諸条件を整理した整備方針案を策定することを目的とする。

2 業務内容

（1）前提条件等の整理

ヴァンラーレ八戸百年構想委員会における議論、八戸市スタジアム等候補地検討委員会の検討状況、国内外の先進事例の調査・分析、Jリーグが定めるスタジアム基準を踏まえ、整備方針策定に向けた前提条件、各種検討における論点を整理すること。

（2）整備方針の検討

整備候補地については、八戸市が検討委員会を設置し、令和9年6月までに選定することを踏まえ、八戸市やヴァンラーレ八戸による関連した検討と連携・協調の上、本業務を履行すること。

①スタジアムコンセプトの作成

作成に当たっては、地域住民やクラブサポーターの機運醸成が図られる手法を用いること。

②スタジアムの規模、機能の整理

八戸市、ヴァンラーレ八戸との協議を通じて、スタジアムに求められる規模（座席数、建築面積等）、機能を整理すること。

③スタジアム整備候補地の整理

八戸市における検討結果に基づき整理すること。

④概算事業費の整理

スタジアム整備費に係る概算事業費及び運営収支の概算額を試算すること。

なお、土地取得費や土地の造成に係る経費については、八戸市における整備候補地の検討状況を踏まえて整理すること。

⑤事業主体と事業手法の整理

民間資本を最大限活用していくことを念頭に、民設民営を含め事業主体及び事業手法を幅広く比較検討し、民間事業者からのヒアリングを実施のうえ、八戸市、ヴァンラーレ八戸との協議を通じて整理すること。

また、県、市及び民間事業者の施設所有区分、発注区分、民間事業者による投資方法や費用負担方法、国庫補助金・交付金等の活用可能性について整理すること。

⑥事業スケジュールの整理

J 1・J 2 クラブライセンス交付規則等の J リーグが定める規定を踏まえつつ、供用開始に至るまでの事業スケジュールを整理すること。

⑦今後の検討課題の整理

整備主体が対応すべき各種手続きや事業化に向けた課題などを洗い出すこと。

(3) 検討会議及び連絡会議の開催支援

県が開催する検討会議及び連絡会議において、企画、オブザーバーとの調整、会議資料の作成、WEB 会議の設営、当日の資料説明、会議録の作成等の運営支援を行うこと。

なお、本業務には会場費のほか、オブザーバーへの依頼及び県の規定に基づく謝金・交通費等の支払を含むものとする。

※企画提案における見積もりは次のとおりとすること。

- ・会場費を含めない
- ・オブザーバー以外の謝金、旅費を含めない。
- ・オブザーバーに係る一回当たりの経費は、謝金 40,000 円、交通費 88,960 円とし、計 4 回招聘するものとして見積もること。

ア 検討会議

参集範囲：県、八戸市、ヴァンラーレ八戸の部長級職員

開催回数：4 回

イ 連絡会議

参集範囲：県、八戸市、ヴァンラーレ八戸の課長級職員

開催回数：8回

(4) 先進事例調査（実地）の実施に係る調整

調査先の選定、運営会社又は自治体との連絡調整、調査結果のとりまとめを行うこと。なお、調査に必要な経費については、県職員の旅費を除き委託料に含むものとする。

※企画提案においては調査先を国内3スタジアムとして見積もること。

(5) スタジアム整備方針案の作成

上記（1）から（3）までの検討結果を踏まえ、「新サッカースタジアム整備方針（案）」を策定すること。

3 打合せ・協議

業務内容に関する打合せ・協議は、県からの要請等に応じて適宜実施すること。

なお、打合せ・協議を実施した場合の議事録は受託者が作成し、県に提出すること。

4 成果品

(1) 紙媒体

- ・業務報告書（A4判・ファイル製本） 2部
- ・整備方針（案）（A4判・ファイル製本） 2部
- ・整備方針（案）概要版（A3判見開き程度） 2部

(2) 電子データ

- ・PDF（印刷用高解像度）
- ・Word/Excel/PowerPoint（編集可能データ）
- ・図面（PDF、DWFなど）、調査データ（集計データ等）

※CD-R又は同等媒体で提出

5 履行期間

契約締結の日から令和9年9月30日まで

6 納入場所

青森県交通・地域社会部地域づくり政策課

7 その他

(1) 実施体制の確保

受注者は、履行期限内に業務を円滑に遂行できるよう、十分な体制を確保すること。また、工程表を作成し、発注者の確認を受けること。

(2) 打合せ協議

受注者は、業務の詳細について発注者と十分に協議を行い、本業務の目的達成に努めること。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務により知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。なお、委託期間終了後も同様とする。

(5) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 著作権

成果物の策定過程で発生した成果物及び資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(7) 自主的な情報収集

受注者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集・報告するとともに、発注者に有益な提案を積極的に行うこと。